

飲用井戸等整備事業費補助金について

綾部市では、上水道の未給水区域に居住されている市民の良質で安定した飲用水等の確保のため、飲用井戸等の給水施設整備に要する費用の一部について補助します。

◆補助対象地域

上水道の未給水区域（長野、志古田を除く奥上林地域）

◆補助対象者

未給水区域に居住されている方等

◆補助対象施設

自己の居住を目的とした住宅及び自治会の集会所

◆補助対象経費

- ・ボーリング工事（打抜き工事及び素掘り工事を含む。）
- ・取水管工事
- ・ポンプ設置工事
- ・給水管工事（屋内配管工事を除く。）
- ・電気導線工事
- ・貯水タンク設置工事
- ・飲用井戸新設時、改修時及び改良時の水質検査
- ・飲用水等の原水の水質が水質基準に適合しない場合に設置する浄水器の設置工事
- ・浄水器設置前に水質基準に適合していなかった項目に係る浄水器設置後における水質検査

◆補助金の額

対象経費の2/3 上限500,000円（共同の場合：上限1,000,000円）

※ 飲用井戸等水質検査費補助金をご活用ください！

飲用井戸等については、1年以内ごとに1回の水質検査を行うことが望ましいとされています。綾部市では、上水道未給水区域における飲用井戸等の給水施設の水質検査費用の一部について補助します。

- ・補助金の額：対象経費の2/3（上限10,000円）

※ただし、同一年度内に飲用井戸等1か所につき1回に限ります。

【お問い合わせ先】

綾部市上下水道部上水道課

電話：0773-42-1815